

26 障第 1358 号  
平成 27 年 3 月 13 日

指定共同生活援助事業所設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障害福祉課長  
〔 公 印 省 略 〕

グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、千葉県木更津市において、住宅火災がグループホームに延焼したことにより人的被害が発生した事件を受け、厚生労働省から、別添事務連絡が発出されました。

つきましては、貴法人が設置しているグループホームにおいて、指定基準に定められている非常災害対策が適切に実施されているかどうか、再度御確認いただきますようお願いいたします。

また、今年度の集団指導等においてお知らせしましたとおり、スプリンクラー設備の設置義務等を定める消防法施行令が改正され、27 年 4 月 1 日から施行されます。原則、全ての事業所にスプリンクラーの設置が義務づけられますので、別添事務連絡（参考 2）を参考に、適切に対応していただきますようお願いいたします。

既存の事業所については、30 年 3 月 31 日までは経過措置が適用されますが、利用者の生命の安全確保の観点から、未設置の事業所については、できるだけ早く設置するよう御検討をお願いします。

なお、設置義務の免除規定の適用など、消防法施行令の詳細については、所管の消防署にお問い合わせください。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障害福祉課障害支援係 TEL 089-912-2424
---

(参考)

## ○愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

例 (平成 24 年愛媛県条例第 53 号)

(非常災害対策)

第 72 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定療養介護事業者において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

※第 201 条（指定共同生活援助）において準用